

「建設工事有資格業者認定要領」（抜粋）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）を有しないものとする。

- 一 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 二 機構が発注した工事の請負契約において、過去2年以内に次のイからトまでのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - イ 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした事実
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - ホ 正当な理由なくして契約を履行しなかった事実
 - ヘ 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - ト イからへまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- 三 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- 四 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 五 一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 六 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者